7. 下水道使用料・受益者負担金の変遷

(1) 下水道使用料（消費税抜き）

（単位：円）

実施年月日	区分							
	水道（1㎥に付）	井戸他（1㎥に付）	便器料金					公衆浴場（1㎥に付）
			大便器（1個に付）	小便器（1個に付）	兼用便器（1個に付）			
昭和43.12.14	12	12	60	40	100			6
昭和51. 7. 1	28	28	—	—	—			10

実施年月日 平均改定率	一般汚水							公衆浴場（1㎥に付）
	基本料金（1月につき）	従量料金（1月につき）						
	10㎥まで	10㎥を超え30㎥まで（1㎥に付）	30㎥を超え50㎥まで（1㎥に付）	50㎥を超え100㎥まで（1㎥に付）	100㎥を超え500㎥まで（1㎥に付）	500㎥を超え1000㎥まで（1㎥に付）	1000㎥を超える部分（1㎥に付）	
昭和55. 4. 1 平均改定率 28.60%	—	34	36	40	45	45	45	12
昭和59. 4. 1 平均改定率 34.35%	370	45	50	54	58	62	65	12
昭和63. 4. 1 平均改定率 44.60%	480	65	73	80	87	96	105	12
平成 4. 4. 1 平均改定率 43.30%	602	91	103	115	127	142	159	12
平成 8. 4. 1 平均改定率 14.30%	685	103	118	131	145	163	182	12
平成17. 4. 1 平均改定率 15.02%	786	119	137	152	169	189	209	15
平成21. 4. 1 平均改定率 13.96%	893	135	156	175	195	217	238	17
平成25. 4. 1 平均改定率 13.00%	1,008	153	177	199	221	246	270	18

(2) 受益者負担金（不課税）

処理区	負担区名	単位負担金額 （1㎡につき）	設定年月日
中　央	西大分負担区	200円	昭和48. 4. 1
	中央第１負担区	265円	昭和51. 2. 1
	中央第２負担区	320円	昭和55. 5.23
	中央第３負担区	345円	昭和60. 6.26
	中央第４負担区	355円	平成 2. 5. 7
	中央第５負担区	355円	平成 3.12.10
	中央第６負担区	365円	平成12. 4. 3
	中央第７負担区	375円	平成15. 7.23
稙　田	大坪負担区	182円	昭和49. 4. 1
	小野鶴新町負担区	250円	昭和52. 4. 1
	光吉新町負担区	250円	昭和52. 4. 1
	ふじが丘負担区	300円	昭和55. 5.23
	野添負担区	300円	昭和56. 5.14
	坂詰負担区	300円	昭和59. 4. 1
	稙田第１負担区	320円	昭和60. 6.26
東　部	原川負担区	205円	昭和50. 6.20
	東部第１負担区	320円	昭和57. 8.28
	原川隣接地	345円	昭和63.10.18
	東部第２負担区	365円	平成 4. 4.14
	東部第３負担区	375円	平成12. 4. 3
	東部第４負担区	385円	平成15. 7.23
大　在	大在第１負担区	320円	昭和62. 5.21
	大在第２負担区	330円	平成 2. 4. 3
	大在第３負担区	330円	平成15. 7.23
南　部	南部第１負担区	350円	平成 4. 4.14
	南部第２負担区	360円	平成12. 4. 3
	南部第３負担区	370円	平成15. 7.23